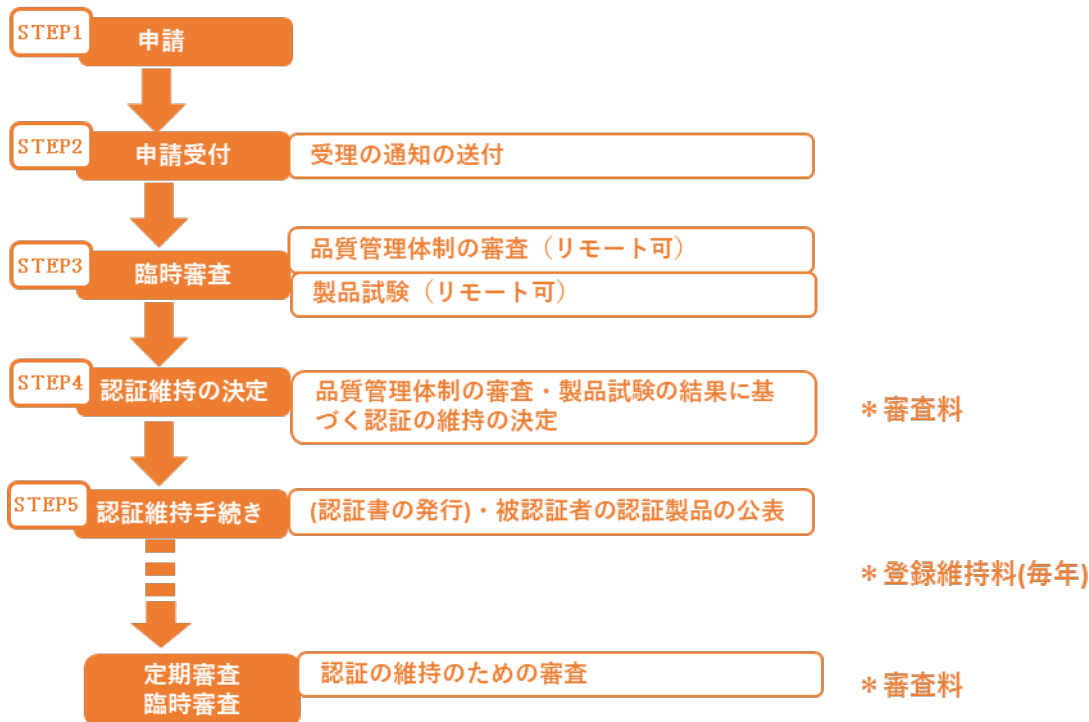


臨時審査の事務手続きの概要

● 臨時審査の流れ



STEP2 内の「受理の通知」から STEP5 までの標準的な期間は 6 か月です。ただし、是正処置など申請者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます。

以下に各 STEP の留意事項を記載します。

[STEP1] 申請

定期審査以外に下記の場合、臨時審査を実施します。「申請書」の提出が必要な場合は、(1) の場合になります。「申請書(1)~(4)」、「品質管理実施状況説明書」及び必要な書類を一緒に提出してください。申請書は日本語で作成してください。

(1) 申請書要の場合

- 製造工場等の追加、変更又は縮小
- 鉱工業品の種類又は等級の追加、変更又は縮小
- 鉱工業品の追加、変更又は縮小
- 鉱工業品等の仕様の変更をするとき、又は品質管理体制を変更するとき
- 日本産業規格が改正されたとき
- 一時停止を受けたがその後は正により解消されたとき

- (2) 電子データによる申請の場合は、送付先を HP のお問い合わせから確認後送付願います。提出部数は 1 部(正本のみ)になります。

(3) 書面による申請の場合は、

〒114-000 東京都北区豊島 7-26-28 本部 JIS 認証 まで送付願います。提出部数は2部
(正本・副本)になります。

(4) 申請書不要の場合

- a) 第三者から苦情等の申立てにより車両検が必要と判断したとき
- b) その他車両検が必要と判断したとき

[STEP2] 申請受付

「申請書」の受理後、「受理の通知書」、「審査計画書」及び「手数料見積書」を送付いたしますので、内容を確認いただいた後、臨時審査を実施いたします。